

熱 供 給 規 程

芦屋浜高層住宅地区

令和6年4月1日 実施

芦屋浜エネルギーサービス株式会社

20231222資第6号
令和6年3月8日 認可

§ 1. 総 則	1
1. 目 的	1
2. 適用区域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用 語 の 定 義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実施細則	2
§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	2
7. 使用の申込み	2
8. 熱需給契約の成立および変更	2
9. 契約容量の変更	2
10. 承 諾 の 限 界	2
11. 名 義 の 変 更	3
12. 契 約 の 廃 止	3
§ 3. 供 給	3
13. 供給方式	3
14. 供給期間および時間	3
15. 供給条件	3
16. 供 給 制 御 方 式	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止	5
18. 供給の停止およびその解除	5
19. 供給制限等の損害賠償	6
20. お客さまの土地および建物への立入り	6
§ 4. 工 事	6
21. 工 事 の 施 工	6
22. お客さまの土地および建物の場所の提供	7

2 3. 電源および空気源の提供	7
2 4. 工事に伴う費用の負担	7
§ 5. 受入施設および使用施設の操作等	8
2 5. 受入施設および使用施設の操作等	8
§ 6. 保 安	8
2 6. 保守および保安の責任分界	8
2 7. 連 絡 等	8
2 8. 受入施設および使用施設の改善	8
2 9. 供給施設等の損傷防止	8
§ 7. 料 金	9
3 0. 料金の適用開始の日	9
3 1. 料金算定	9
3 2. 使用量の計算	9
3 3. 使用量の通知	10
3 4. 計量器故障時等の使用量の決定	10
3 5. 料金の支払義務	10
3 6. 日割計算	11
3 7. 熱媒体の放出等による賠償	11
附 則	12
1. 実施期日	12
2. 契約容量の J 換算	12
3. 計量器の J 換算	12
別表第 1 住宅料金表	13
別表第 2 業務施設料金表	14
別表第 3 住宅型式別暖房空調器の適用	15

§ 1. 総 則

1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

2. 適用区域

この規程は、次の供給区域に適用します。

芦屋市高浜町 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番
若葉町 2 番、4 番、5 番、6 番、7 番

3. 規程の認可および変更

- (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 52 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

4. 用 語 の 定 義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「熱媒体」とは、高温水、蒸気および凝縮水をいいます。
- (2) 「導管」とは、熱発生所から供給方式 A の場合は、サブステーション機械室内床上 30 c m までの高温水管、供給方式 B、C の場合は、熱発生所からお客さま敷地境界またはピット出口もしくは受入機械室入口までの高温水管、蒸気管および凝縮水管をいいます。
- (3) 「受入管」とは、供給方式 A の場合は、サブステーション床上 30 c m から使用施設手前までの高温水管、供給方式 B、C の場合は、ピット出口もしくは受入機械室入口から使用施設手前までの高温水管、蒸気管および凝縮水管をいいます。
- (4) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための、熱量計、流量計および住宅用空調器の暖房用積算電力計をいいます。
- (5) 「供給施設」とは、熱発生所、導管およびこれらに附属する制御装置、計測装置等をいいます。
- (6) 「サブステーション」とは、高温水から温水を製造する熱交換器等の設備をいいます。
- (7) 「受入施設」とは、サブステーション、受入管および受入管に付属する施設をいいます。
- (8) 「使用施設」とは、お客さま建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。
- (9) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (10) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (11) 「供給方式 A」とは、住宅に使用される温水を製造するサブステーションに高温水を供給する方式をいいます。
- (12) 「供給方式 B」とは、高温水を業務施設に供給する方式をいいます。
- (13) 「供給方式 C」とは、蒸気を業務施設に供給する方式をいいます。

- (14) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (15) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。

5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1 MJ/h（1メガジュール毎時）またはℓ またはKWHとし、小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2) 使用量の単位は、1 MJまたはℓ またはKWHとし、その単位未満の端数は切り捨てます。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

6. 実 施 細 則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

7. 使用の申込み

お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

なお、暖房と給湯は一括契約ですので、暖房または給湯のみの申込みはできません。

8. 熱需給契約の成立および変更

- (1) 熱需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

10. 承 諾 の 限 界

当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

11. 名 義 の 変 更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

12. 契 約 の 廃 止

- (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。
- (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。
- (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

§ 3. 供 給

13. 供 給 方 式

(1) 住 宅

供給方式Aによって熱を供給します。

(2) 業務施設

原則として供給方式Bによって熱を供給します。

ただし、お客さまの使用目的または受入施設の状況によって供給方式Cを併用することがあります。

14. 供給期間および時間

- (1) 供給方式A、Bの場合、通年終日とします。
- (2) 供給方式Cの場合、供給期間は原則として、毎年4月16日から11月30日までとし、供給時間は、原則として毎日午前8時から午後10時までとします。

15. 供 給 条 件

(1) 供給方式A、Bの場合

① 送り温度

送り温度は、受入施設の熱交換器の入口通過時において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

	標 準 温 度	許 容 範 囲
高 温 水	140℃	120℃～150℃

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

② 返り温度

返り温度は、受入施設の熱交換器の出口通過時において、30 分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	標準温度	許容範囲
高温水	90℃	80℃～100℃

ただし、送り温度が 120℃未満であるときは、上表は適用しません。

③ 圧 力

導管内の通常の圧力は、0. P（大阪湾中等潮位）+ 6. 1 m基準で下記のとおりとします。

	圧力範囲
送 り 管	0. 42MPa～0. 86MPa
返 り 管	0. 31MPa～0. 64MPa

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外で供給することがあります。

(2) 供給方式Cの場合

① 蒸気の圧力

蒸気の圧力は、受入施設の入口において 30 分間測定平均値で下記のとおりとします。

	圧力範囲
蒸 気	0. 73MPa～0. 83MPa

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。

② 凝縮水の圧力

凝縮水のお客さま返送圧力は、受入施設の出口において、30 分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	圧力範囲
凝 縮 水	0. 07MPa～0. 12MPa

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。

③ 凝縮水の返り温度

凝縮水の返り温度は、受入施設の出口において、30 分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	標準温度	許容範囲
凝 縮 水	85℃	80℃～90℃

16. 供給制御方式

(1) 流量制限

当社は、お客さまへの熱媒体の供給流量が下記の制限流量をこえる場合、制御弁により温水・蒸気の供給流量を制限させていただきます。

① 温 水

$$\text{制限流量 (m}^3/\text{h)} = \frac{\text{温水契約容量 (MJ/h)}}{209 \text{ (MJ/m}^3\text{)}}$$

② 蒸 気

$$\text{制限流量 (t/h)} = \frac{\text{蒸気契約容量 (MJ/h)}}{2,415 \text{ (MJ/t)}}$$

(2) 熱量制限

お客さまにおける温水の使用状態が契約容量をこえないように制御弁により温水の供給流量を制限させていただく場合があります。

(3) 返り温度の制御

当社は、温水の返り温度が計量器の返り側感温部において 105℃をこえることのないよう制御弁により温水の供給流量を制御させていただきます。

17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

18. 供給の停止およびその解除

- (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 料金が 35-(1) の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
- ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合
- ③ 20. の規定によって当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
- ④ 熱を不正に使用した場合

- ⑤ 28.の規定により当社がお客さままたは建物所有者所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めても、それが実行されない場合
 - ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合
- (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。
- ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

19. 供給制限等の損害賠償

- (1) 当社は、17.の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 当社は、18-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。

20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。

この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

§ 4. 工 事

21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。
- (2) お客さままたは建物所有者所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客さままたは建物所有者に施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。
- (3) 計量器の設置は、下記のとおりとします。
- ① 住宅は原則として、1戸につき、当社所定の暖房用積算電力量計および給湯用流量計を各1個、もしくは給湯用流量計および熱量計を各1個または熱量計を1個設置します。
 - ② 業務施設は、原則として1契約につき、供給方式Bの場合は、熱量計を1個設置し、また供給方式Cの場合は凝縮水流量計を1個設置し、当社がお客さまの契約容量に応じた計量器を選択します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さままたは建物所有者に施工していただきます。
- (5) お客さままたは建物所有者所有の受入施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。

- (6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。

22. お客様の土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。

この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。

- (2) 計量器およびその附属装置を設置する場合には、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客様から提供させていただきます。

24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費はお客様または建物所有者に工事費負担金として負担していただきます。ただし、熱発生所およびこれに付属する制御装置、計測装置に要する工事費は当社が負担します。
- (2) 受入施設（当社所有のものを除く。）および使用施設は、お客様または建物所有者の所有とし、これに要する工事費はお客様または建物所有者に負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は当社の負担としますが、取付工事費は、お客様または建物所有者に負担していただきます。
- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客様または建物所有者に負担していただきます。
- (5) お客様または建物所有者の都合により既設導管の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する工事費はお客様または建物所有者に負担していただきます。
- (6) お客様または建物所有者の都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客様または建物所有者に負担していただきます。
- (7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客様または建物所有者所有の施設の修繕に要する費用はお客様または建物所有者に負担していただきます。
- ただし、当社所有の施設であってもお客様または建物所有者の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客様または建物所有者から修繕に要した費用をいただきます。
- (8) 契約成立後、お客様の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (9) お客様に負担していただく工事等に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。

§ 5. 受入施設および使用施設の操作等

25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設（当社所有の施設を除く。）および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さままたは建物所有者に行っていただきます。

ただし、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

§ 6. 保 安

26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設（当社の所有施設を除く。）および使用施設は、お客さままたは建物所有者において保守および保安の責任を負っていただきます。

27. 連 絡 等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さままたは建物所有者に連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さままたは建物所有者は、お客さままたは建物所有者所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さままたは建物所有者は、お客さまの建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、24. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

28. 受入施設および使用施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求め、またはその使用をお断りすることがあります。

29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、受入管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

§ 7. 料 金

30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

31. 料金算定

お客さまが毎月支払う料金は、別表により基本料金と従量料金の合計額とします。

32. 使用量の計算

- (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。

ただし、暖房用積算電力量計による場合、毎月の住宅の暖房使用量は、当月検針日の暖房用積算電力量計による電力使用量の読みから前月検針日の暖房用積算電力量計による電力使用量の読みを差し引いた当月電力使用量を基礎に、各暖房空調器型別の暖房単位に換算した量とします。暖房単位による使用量は、当月電力使用量のキロワット時で表示される値を、各暖房空調器型別に定めた次表の係数で除した値とします。計算の結果、小数第3位以下の端数を生じた場合は、その端数の使用量を切り捨てます。

暖房空調器型別	係 数
S	0.090
M	0.063
N	0.037

住宅型式別に適用する暖房空調器は別表第3のとおりです。

- (3) 各計量器による使用量の単位は、次表①のとおりとし、検針の際、各使用量の計量単位未満の端数は読みません。

計 量 器 種 別	①使用量の計量単位	使用の開始時、廃止時の検針の読みの単位
暖房用積算電力量計	0.1 KWH	—
給湯用流量計	100 ℓ	—
熱 量 計	1 MJ	0.1 MJ
凝縮水流量計	10 ℓ	—

33. 使用量の通知

当社は、30. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。

34. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

35. 料金の支払義務

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生します。
- (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客さまは、毎月分の料金を35-(1)の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「支払期間」といいます。）に、原則として当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して20日目が休日の場合には、直後の休日でない日までに支払っていただきます。
- (4) お客さまが35-(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (5) お客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から基本料金と従量料金の合計額に対して3%の延滞金を別途申し受けます。
- (6) 料金等の支払いは、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

36. 日割計算

- (1) 当社は、基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。
- ① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合。この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
 - ② 17.の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。この場合、中止が連続する12時間以上24時間までをもって1日とし、1日未満は切り捨てます。
 - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 36-(1)の規定により基本料金を日割計算する場合は、基本料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

37. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さままたは建物所有者の責めに帰すべき事由により、熱媒体の熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。

附 則

1. 実施期日

この規程は、令和6年4月1日から実施します。

2. 改正に伴う経過措置

前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前から継続して供給するお客さまの、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。

3. 契約容量のJ換算

この規定の実施期日の前日から継続して契約している場合の契約容量は、その契約値に4.18605を乗じてMJ/h単位に換算します。この場合の端数処理は、規定5-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。

4. 計量器のJ換算

Mcal表示の計量器による計量の場合は、その計量した値に4.18605を乗じたMJ単位に換算し、その端数小数点以下第一位を切り捨てます。

別表 1

住宅料金表

(1) 住宅基本料金 (1 契約 1 か月につき)

住 宅 型 式	金 額
兵 庫 県 営 住 宅	3,564 円(税込)
兵 庫 県 住 宅 供 給 公 社 住 宅	4,697 円(税込)
都市再生機構住宅 A タ イ プ	4,741 円(税込)
都市再生機構住宅 B タ イ プ	5,720 円(税込)
民間住宅(アステム芦屋) A タ イ プ	5,610 円(税込)
民間住宅(アステム芦屋) B タ イ プ	6,094 円(税込)

(2) 住宅従量料金

(i) 高温水従量料金 8.86 円/MJ (税込)

(ii) 給湯従量料金 159.58 円/100ℓ (税込)

(iii) 暖房従量料金 180.74 円/暖房単位 (税込)

別表 2

業 務 施 設 料 金 表

(1) 業務施設基本料金 (1 か月につき)

1 8 3 . 0 4 円 / (M J / h) (税込)

(2) 業務施設従量料金

(i) 高温水従量料金

4 . 7 7 円 / M J (税込)

(ii) 蒸気従量料金

9 4 . 5 1 円 / 1 0 ℓ (税込)

別表 3

住 宅 型 式 暖 房 空 調 器 の 適 用

住 宅 型 式	暖房空調器型
兵 庫 県 営 住 宅	S
兵 庫 県 住 宅 供 給 公 社 住 宅	S
都市再生機構住宅 A タ イ プ	M.N
都市再生機構住宅 B タ イ プ	M.N
民間住宅(アステム芦屋) A タ イ プ	M
民間住宅(アステム芦屋) B タ イ プ	M